

## 第15回船橋市歯科診療所運営委員会議事録

1 日時 令和5年1月12日（木）午前10時00分から午前11時00分まで

2 場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

### 3 出席者

(1) 委員 松島委員、鳥海委員、川奈部委員、鈴木委員、  
山口委員、末永委員、寺館委員

(2) 事務局 健康・高齢部長、健康政策課

(3) 指定管理者 公益社団法人船橋歯科医師会  
赤岩会長、遠山理事、齋藤顧問

### 4 欠席者

なし

### ◆開会

#### ○事務局（健康政策課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまより「第15回船橋市歯科診療所運営委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議ですけれども、委員の皆様にご欠席される方はいないことを確認しております。会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まずは「次第」です。次に、「資料一覧」。

- ・資料1 船橋市歯科診療所 第4次中期行動計画（案）
- ・資料2 船橋市歯科診療所 中期行動計画 新旧対照表
- ・資料3 各年度実績および目標値
- ・資料4 船橋市歯科診療所 第1次中期行動計画
- ・資料5 船橋市歯科診療所 第2次中期行動計画
- ・資料6 船橋市歯科診療所 第3次中期行動計画
- ・資料7 船橋市歯科診療所運営委員会  
今後の開催予定について
- ・資料8 船橋市歯科診療所運営委員会 設置要綱
- ・資料9 船橋市歯科診療所運営委員会 委員名簿

また、資料とは別に、皆様の席に「席次表」を配布させていただいております。

以上が、本日の資料でございます。全てお揃いでしょうか。

資料が足りない方は、事務局にお声かけいただければと思います。

○松島委員長

おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、会議の公開、非公開に関する事項につきまして、皆様にお諮りいたします。この件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（健康政策課長補佐）

本日の会議の公開、非公開についてご説明させていただきます。船橋市におきましては、「船橋市情報公開条例」及び「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」に基づき、「個人情報等がある場合」または、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」などを除き、原則として公開することとなっております。

議事録については、発信者、発言内容も含めまして、全て市のホームページ等で公開させていただきます。

また、本日の会議につきましては、傍聴人の定員を5名とし、事前に市のホームページにおいて、開催することを公表しておりましたが、本日は傍聴を希望する方はいらっしゃいません。以上となります。

○松島委員長

会議の公開事由の審議を行います。本日の議題に非公開とすべき事項は含まれておりませんので、公開したいと考えます。委員の皆様、いかがですか。よろしいですか。ありがとうございます。

異議なしということで本日の会議は公開といたします。本日は傍聴者がいないということですので、会議を続けたいと思います。それでは議事に入ります。次第の1、「第4次中期行動計画（案）」につきまして、指定管理者より説明をよろしくお願いいたします。

○遠山理事

それでは、第4次中期行動計画（案）につきまして説明します。

目標1、「口腔ケアの充実」。これは、一つは、歯肉の炎症、もう一つは舌苔を評価の基準としております。次に目標2は、「摂食嚥下機能訓練による口から食べる機能の維持」という項目です。目標3が「固定診療の患者満足度」、目標4が「訪問診療の患者満足度」、目標5が「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所指定管理料の執行率」、目標6が「さざんか特殊歯科診療所指定管理料の執行率」、目標7が「従事者に対し医療安全研修や技術向上を目的とした研修を実施する。」という項目になっております。

今回、少し変更をいたしましたので、そのことが資料2に書いてあります。目標1「口腔ケアの充実」に関して、第4次では中段の四角で囲ってあるところの赤字の「指導する」という部分が追加になっております。その下の方の「家族や介護スタッフへ、一般的口腔ケアの手技や介入方法についての支援を行い、日常の口腔ケアの質の向上を目指す。」という赤字の部分も追加になっております。

目標2「摂食嚥下機能訓練による口から食べる機能の維持」について。2ページの中段くらいのところにありますが、「現在のADLや口腔咽頭機能に合った適切な体位や食形態、食事方法を提案したり、口腔機能管理を行いながら、実現可能かつ安全な経口摂取計画の立案を行っていく。」という赤字の部分が追加になっております。

そのもう少し下の方の、「②自宅や施設において、食事場面を確認し、姿勢、環境、食事内容の適正化を図り安全な経口摂取が続けられるよう支援していく。」という赤字の部分が変更追加になっております。「③摂食機能の低下や構音機能の低下により歯科受診した際に、診断されていない疾病の可能性を検討し、」と赤字になっているところが追加になっております。

目標3は、下の方にあります「固定診療の患者満足度」ですが、3ページの中段、「③治療内容に関して適切かつ十分なインフォームドコンセントのもと処置を開始し、その変更があった際には適宜インフォームドコンセントを行っていく。」の部分が修正になっております。「⑤ご意見箱を設け、利用者の意見に耳を傾けて、必要な対策や改善を行う。」の「対策や」という赤字の部分が追加になっております。

⑦は今までなかったのですが、「多くの患者を診療できるよう診療時間は患者毎に無理のない範囲で適宜調整する。」と追加いたしました。

目標4は、「訪問診療の患者満足度」ですが、次の4ページの上の四角の中の赤字の部分が追加になっております。「①診療の依頼があった際、急性症状が強く生活の質の低下を招く恐れがある場合は、早期に治療を開始するなど迅速な対応を行う。」と変更しております。

「④的確な診断のもと、十分に話し合い、治療計画書とともに治療の見込みと訪問診療における治療の限界を伝える。」という赤字の部分が追加になっております。

その次に目標5「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所指定管理料の執行率」は、特に変わりはないです。目標6「さざんか特殊歯科診療所指定管理料の執行率」、これも特に変わりはないです。

3番、「その他管理に関する重要事項」の目標7「従事者に対し医療安全研修や技術向上を目的とした研修を実施する。」についても変更はないです。以上です。

#### ○松島委員長

ありがとうございます。それでは指定管理者にご説明いただきました第4次中期行動計画(案)について皆様から順に意見を伺いたいと思います。

まず、目標1のところ、「指導する」というところと、③の「日常の口腔ケアの質の向上を目指す。」というところが追加されております。ご意見がありましたら、他のところでも構いません。目標1の中で追加や言葉などご意見がありましたらお願いします。

#### ○寺舘委員

資料1の目標1「②口腔ケアを指導するために、歯科衛生士が効果的に関わられるような体制を構築する。」とありますが、関わるというのは歯科衛生士だけになるのでしょうか。それともドクターや、STさん、ケアマネさんや栄養士さんなど、他のスタッフの方も一緒に関

わるということなののでしょうか。もちろん主体は歯科衛生士でも構わないのですけれど、それ以外の方が関わるということはあるのでしょうか。

○松島委員長

お願いします。

○赤岩会長

ご質問ありがとうございます。診療室内では歯科医師と歯科衛生士による指導となっています。訪問先では、それに加えやはり患者さんに関わる方にもお越しいただいていますので、その方への説明やこうしていただきたいという指導もさせていただきます。それから自宅で患者さんに関わる家族の方に対して指導、説明をしています。

○寺館委員

ありがとうございます。ではやはり患者さんが来た状態でしたら、歯科衛生士とドクターしか関わらないと考えても大丈夫ですか。

○赤岩会長

指導は、歯科衛生士が主に歯科医師とともに行っております。

○寺館委員

わかりました。ありがとうございます。

○松島委員長

少し「効果的」という言葉がなんだか微妙な感じがするのかもしれないです。この「効果的」の言葉はこのまま生かしていいですか。

○寺館委員

私自身も歯科衛生士で、病院歯科でも働かせていただいて、こういった摂食嚥下のケアにも携わっています。歯科医師はすごくお忙しいので、摂食嚥下のケアは主に歯科衛生士が行う業務として考えてはおります。ただ、私自身も摂食嚥下については大学で学んだので、専門学校より長く学ばせていただいた分実力はあるかと思っていたのですが、臨床に出ると全く違う場面が多かったです。病院に勤めていましたので、他職種の方々に教えていただくことがとても多くありました。ですので、歯科衛生士だけでというようになると、少し難しい部分があるのではないかとというのはあります。いろんなケースの患者さんがいらしても、歯科衛生士だけでは自己流になってしまったり、流れ作業のように同じように行っていくことが多くなってしまわないかと思えます。ですので、この言葉でしっかり固めてしまうのは、私自身はおかしいのではないかと感じました。

○松島委員長

はい、ありがとうございます。そういう意図のご意見なのですが、ここの診療所ではスタッフというと歯科医師と歯科衛生士と事務的な処理をする方以外にはいらっしゃらないのでしょうか。お願いします。

○赤岩会長

そうですね。さざんか特殊歯科診療所では、管理栄養士の方もいらっしゃるのですが、口腔ケアに関しては診療室内では歯科衛生士が行うとなっていて、栄養士さんは栄養指導の方を専門的に行っていただいています。

○齋藤顧問

基本的に、さざんか特殊歯科診療所でもかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所でも、主に日本歯科大学や東京歯科大学の病院の方から、管理指導医として医局の人に一人きていただいていますので、チームでミーティングをしたり、いろんな話し合いをしたりしながら、歯科衛生士を含めたスタッフを指導していき方針をきめていっています。ですから、必ずしも歯科衛生士が単独で行うのではなく、常勤の先生や、病院からきている管理指導医の方から教えを受けながら、臨機応変に行っておりますので、適切な指導ができていないかと思えます。

○松島委員長

ありがとうございます。どうしましょう。文中に今の気持ちを反映するのは難しいですが、この文は市民に出すための文で難しいのですが、診療所の中でそういう配慮がほしいという意図をくんでおいてほしいということによろしいですか。あるいはどこかに「連携」という言葉を入れるとか。

○末永委員

ソーシャルワーカー連絡協議会の末永と申します。寺館委員の意見を聞いて、確かに歯科衛生士さんだけがというのは不安、歯科衛生士さんにもいろいろなスキルの方がいて、ケースもいろいろ様々で、単独でというところが不安というのもとても率直な意見だと思います。例えば、歯科衛生士「等が」とするか、松島委員長におっしゃっていただいたように歯科衛生士が「関係スタッフと連携し」というような文言を入れるのはいかがでしょうか。

○松島委員長

はい、ありがとうございます。では入れましょうか。そしたら「他職種との連携」、それだとちょっとかたくなってしまいうでしょうか。あるいは、歯科衛生士が「連携して」というくらいの言葉、「連携」という言葉を入れますか。

### ○寺館委員

今の話をさせていただいた背景を簡単にご説明させていただきますが、前回の会議が終わった後に、末永委員とお話しする機会があり、私自身以前、一度一番近いさざんか特殊歯科診療所を見学させていただきました。その際、歯科衛生士の方に口腔ケアについて聞いたのですが、やはり歯科衛生士が主体で行っています、とのことでした。食べ物の形態なども特に気にしていないような感じを受けたので少しお話をお聞きし、もし機会があれば少し発言させてくださいと会議前にお話しさせていただいていました。そこで、歯科衛生士だけではなく、栄養士さんや介護福祉士さんなど他職種が一緒になって行うことで、QOLの向上や誤嚥性肺炎を防ぐというお話がありまして、今回、この文章だけでは歯科衛生士だけが介助させていただいているというようにしか見受けられなかったもので、発言させていただきました。

### ○松島委員長

はい、ありがとうございます。

### ○赤岩会長

診療所の中では、普通の一般の歯の診療日と摂食の日というのは別になっていまして、その中で摂食の状況の悪い方に関しては、診療所内では、その日に行くそこにいるスタッフというように分かれていますので、診療所に一緒についてくるご家族の方や、いらっしゃる施設の方にも指導しています。指導するときは、その摂食の日に関しては、栄養士さんも一緒に立ち会いしますし、口腔ケアのやり方自体に関しては歯科衛生士が指導しますけれども、その人たちの立ち会いのもとで診療所内では行っていますので、歯科衛生士が単独で行っているということではないです。先ほど齋藤からもありましたように、もちろんその患者さんの状態を加味して、担当する歯科医師の指導のもと歯科衛生士が行うという形をとっています。歯科衛生士だけが単独で行っているというわけではないので、内容としては充実して行っているかと思っております。

### ○松島委員長

はい、ではどうしましょう。「他職種と連携しながら」という言葉を入れた方がいいですか。この「歯科衛生士」の前に言葉を入れて、指定管理者の方に問題が生じなければと思いますが。

### ○齋藤顧問

雇用の関係で、文言を入れていいものか。雇用しているのは歯科衛生士、栄養士だけなので。言語聴覚士さんやOTさん、施設の方も、結構ボランティアで皆来ていただいているので、ボランティアの方、雇用していない方を入れていいものか。正式にうたっていいものか少し微妙ではありますが。歯科衛生士と同じように雇用していれば文言として入れておくのですが。行政が認めてくれればとは思いますが、雇用しているというようにとらえられると

困ってしまうかなという気はしています。

○松島委員長

少し微妙な範囲に入ってきてしまうかもしれない、と。「他職種」というのを歯科医師も他職種の一員ととらえれば、文言として間違いはないかとは思いますが、あまり拡大解釈されてしまうと、という意図だと思います。

○末永委員

そうでしたら、「歯科衛生士等」と「等」を入れるだけではいかがでしょうか。ボランティアが関わるときもありますし、関われないときもある。けれど、寺館委員の気持ち、皆と一緒に支えていきたいという部分は盛り込まれるとは思いますが。「連携し」とはあえて入れずに、「歯科衛生士等が」と「等」を入れるだけでもニュアンスが生かされるのであれば、と思います。いかがでしょうか。

○松島委員長

どうですか、ご意見ありますか。

○鳥海委員

今の私のニュアンスとしては、寺館委員のご提案の方がより積極的だなというように思います。齋藤先生のおっしゃられたように、やはり予算の問題などいろいろあるかもしれませんが、その「連携」という言葉は、他の患者さんが受けられる医療サービスとの連携というものを、今後診療所でも強めていくという意味でいいのではないかと思います。

例えば、訪問者が必要になった背景というのは、何らか脳血管障害などそれなりの重いご病気があるということだと思いますので、そういったお年寄りの方が高い確率で介護保険の申請をされているのだらうと思うのです。そしてそれを使って、例えば船橋の訪問介護というのは十分に使えるかと思えます。

目標の2のところに入ってしまうかもしれませんが、口腔ケアという嚥下機能を高めようというようになると、嚥下訓練というと、ほぼほぼリハビリの問題になってくるのですが、嚥下リハというのは、本当に日本は世界でダントツのナンバーワンの世界です。藤田学園の才藤先生のお力が大きかったかと思うのですけれども、いろいろと連携していくことで少しかういった訓練をしていって。機能の強化や検査と言っていますが、在宅の方の検査というのはすごく難しいのですが、こういったことを行っていけば、全然可能なわけです。

在宅リハ、そして嚥下機能訓練をしてくださるOTさん、PTさんが少しずつ行くタイミング、日を合わせたりなどして、歯科衛生士さんなどのスタッフが行くというようにすれば、予算も大丈夫、連携も深められる、船橋市がすでに持っている培養なシステムを有効に使える、となるかと思えますし、目標1や目標2もやり遂げられるかと思えます。現段階で高いところで維持できているので、寺館委員からご提案あった文言で、私はよいかと思えます。

○松島委員長

いかがでしょうか。今のご意見について考えたいと思います。そこにいるスタッフといたしますか、雇っている範囲だけでない、いわゆる市のシステム等も含めた意味というようにとらえて。

○山口委員

今おっしゃったようにやはり介護保険を含めたチームアプローチになってくると思いますので、そういった意味でこちらの文章、「体制を構築する」という言葉でしめられておりますので、介護を含めた体制構築というように考えれば、そういった他職種等々の言葉を入れた文章にしてもいいと考えました。

○松島委員長

市の方から何かご意見はありますか。

○事務局（医療施設係長）

事務局でございます。今お話のありましたとおり、②のところ、歯科衛生士等あるいは歯科衛生士と複数の職種が効果的に関われるよう体制を構築するというお話であれば、体制の構築という部分については、必ずしも雇用を前提としたものでなくても、ボランティアさんという形であっても体制の構築には該当するかと思います。特に市として、雇用がなければいけないというような形ではないものと考えております。以上でございます。

○松島委員長

はい、ありがとうございます。指定管理者の方からどうですか。「他職種との連携」という言葉を含めて。「口腔ケアを指導するために」という言葉が頭にありますので、「歯科衛生士が効果的に」という言葉は残して、その前に「他職種との連携」という言葉を入れることでいかがですか。

○赤岩会長

問題はないとは思いますが、③のところの「介護スタッフへ」という言葉で、他職種の方を指して説明をしています。入れていただいても問題はないのですけれども、そのような言葉が入っていますので、説明としては、その診療所の中、それから外の職種というように、③のところに診療所外で携わっている職種のことを入れて書いています。

○松島委員長

なるほど。③はどちらかというと、教わる方の立場が家族や介護スタッフというようになりますか。②と少しニュアンスが違います。②は指導する側の人々という意味で、③のスタッフというのは、教わる側の人々という意味で。



○赤岩会長

はい、教わる側ではあるのですが、そういう方たちも自宅や介護施設で行っていたかなくてはならないです。

○松島委員長

そうですね。ただ②は、歯科衛生士がいろいろな人と連携して、意見をくみとって指導する体制を作る、という意味。③のスタッフと少し意味が違うから、②に入れても問題ないかと思います。②はどちらかというと、歯科衛生士が効果的に関わり、③は指導を受ける側が家族や介護スタッフととらえていいかと思います。②の方は、栄養士さんなどいろいろな職種の方々、いわゆる指導的な立場にいるの方々というようにとらえてもらえれば、②と③は兼ねないかな、と思います。

○齋藤顧問

内容的には同じことを考えていると思いますので、文言の問題かと思うのですが。②ではやはりまず歯科衛生士を筆頭に挙げて、③は他の職種、と書いてきました。歯科衛生士と他の職種を一緒には書かずに、まずは歯科衛生士が指導するというのが一番で、③で歯科衛生士が教えるとしてきて、②と③をわけて書いていました。あくまで文言の問題だと思います。

○松島委員長

そうしましたら、「他職種と連携しながら」という言葉を入れていただいた方がよろしいと考えますが。指定管理者の方が特に問題なければ。よろしいですか。

○指定管理者

はい。

○松島委員長

では、歯科衛生士の前に「他職種と連携しながら」という言葉を追加します。ではこの件はこれで終わりにしてよろしいですか。

○委員

はい。

○松島委員長

ありがとうございます。では次、目標2の部分へいきます。QOLという言葉のあとに括弧して「生活の質」と書いてありますから、ADLも意味が分かるように括弧して「日常生活動作」と入れた方がわかりやすいかと思います。あと表現ですが、ADLとQOLの全角半角どちらかにそろえていただく。それから「自宅や施設において」とその後に「姿勢、環境、食事

内容の適正化を図り安全な経口摂取が続けられるよう支援していく。」という文言が入っています。ここはどうですか。特に問題なければ。

○寺館委員

先ほどの意見と同じようになってしまうのですが、ここでも他職種と歯科衛生士など誰がという言葉を一言加えた方がいいのかと思ったのですが。

○松島委員長

ここは具体的にはどうしましょう。ここは診療所としてという意味で。先ほどの文章は、口腔ケアの指導という直接的な言葉が入っていたので、歯科衛生士という役割を明記させてもらっていると思うのですが、こちらはどうでしょう。全員でというようなイメージがあると思いますが。

○鈴木委員

千葉県言語聴覚士会の鈴木です。松島委員長がおっしゃったとおり、歯科診療所全体として取り組んでいくということで目標が述べられていると思います。姿勢、環境、食事内容の適正化などの文言を入れる変更点がありますけれど、全員で行うという意味かだと思います。誰かと入れてしまうと煩雑になってしまうかと思いますが、このままでいいかと考えます。

○松島委員長

では、目標2につきましては、今のことも気持ちの中に含んで。先ほど言った言葉のつけたくらいでよいかと思いますが、よろしいでしょうか。

○鈴木委員

表現のところだけなのですが、2ページの「QOLの維持若しくは向上ができる」の「できる」を「図れる」に変えた方がよいかと。一番下の方に「後方病院等に繋ぎ」とありますが「繋ぎ」が常用漢字でないので、「つなぎ」とひらがなに直し、目標1の本文5行目の「繋がる手段が分からなかったり」の「繋がる」もひらがなの「つながる」に。

○松島委員長

では、そこは修正しましょう。ありがとうございます。では目標2につきましては、よろしいですか。

○委員

はい。

○松島委員長

では続けて。目標3、目標4は一緒に見ていってよろしいかと思いますが。「インフォーム

ドコンセント」という言葉が入るようになりまして、インフォームドコンセントだと同意書というのが必要になるかと思いますが、それは綴ってあるのでしょうか。

○赤岩会長

はい、今まで治療計画書となっていたところを今回「インフォームドコンセント」というようにしたのは、同意書をとって常勤歯科医が主体となって行っているので、特に治療計画書というものを作成しなくてもよい方向にしましょうということに。

○松島委員長

治療計画書はやはり必要では。

○赤岩会長

計画はあります。

○松島委員長

この中に言葉としては入っていないけど、同意書などそういうものはきちんと保管してあるということでしょうか。

○赤岩会長

はい。

○松島委員長

この言葉の変更がありましたが、問題はないと思います。ご意見ありますか。

○寺館委員

計画書についてですけど、こちらは診療所の方で持ちつつ、こういう流れになりますというようなものを患者さんにも渡していらっしゃるのですか。

○赤岩会長

はい、同意書の中にも書かれていますので、それで同意をいただいている形になっております。

○松島委員長

この言葉には表れていないけれど、手続きがなされていれば問題がないと思います。それは診療所の管理者が管理をしているということになります。

○末永委員

末永です。3ページの訪問診療の④のところで、「治療計画書とともに治療の見込みと訪

問診療における治療の限界を伝える。」と書いてありますが、同意書の中に治療の限界ということが明記されているものなのでしょうか。病院でもインフォームドコンセントのところで、言った、言っていないですとか、聞いた、聞いていないですとか、よくそういうことがあるので、そのところも盛り込まれているもので同意書をとるなど、そのあたりはどうでしょうか。

○赤岩会長

そのあたりのところは訴訟の問題でもあり、大きな病院の中でも問題となっているところなので。

○末永委員

ありがとうございます。

○松島委員長

今の部分は、満足度を得るために、満足度を下げないためにできない部分を明記しておこうという意味。言葉を変えなくてもよろしいですか。

○委員

はい。

○松島委員長

ありがとうございます。では、目標5と6。指定管理料の執行率ということで、100%以下。ここの訂正は、年度が変わるだけでしょうか。実績値はだいたい年度が近くなると少し上がっていて、かざぐるまが90%を少し超して、さざんかが90%の少し下というぐらいです。ここには具体的に各診療所で3つずつ書いてあります。薬品の管理や予約の効率化、いわゆる点検、壊れないように長持ちさせようという意図と思いますが、このままでよろしいですか。

○委員

はい。

○松島委員長

ありがとうございます。目標7について、「従事者に対し医療安全研修や技術向上を目的とした研修を実施する。」と。ここは一言、①のところで、医療事故防止、括弧「インシデント・アクシデント報告」のあとに「の共有」と入れた方がいいかと思います。「共有と改善等」という。「共有」という言葉があるかなと思います。スタッフみんなが知っているという状態。

他にご意見ございますか。もう最後になりますので、振り返ってでも構わないです。

○寺館委員

この勉強会なのですが、これは業務時間内に行っていらっしゃるものなのでしょうか。

○松島委員長

業務時間には入ると思います。診療時間だとはみだしているかもしれないですが。

○寺館委員

あと、どなたが行っているのかという点も少し気になっているのですけれど。

○松島委員長

どなたというのは、今までの報告の中には入っていたかと思います。どういう研修でどういう講師で行っていたのか、もし具体的にわかる範囲で今お答えできれば。

○赤岩会長

医療安全研修というのは、スタッフに行くことになっています。それは一般の診療所では院長が行ってもいいですし、あとは講師をお迎えして行ってもよいものです。さざんか、かざぐるまにおきましては、常勤の歯科医が行っているのと、それから学術講演会とか医療安全研修会を、さざんか歯科診療所にきていただいている管理指導医に講師をつとめていただき行っていることがあります。

○松島委員長

この目標の中に今書き込むことは少し難しいかと思います。  
どうでしょうか。よろしいでしょうか。何かご意見ありますか。

○川奈部委員

これで問題ないと思います。

○松島委員長

ありがとうございます。以上で目標7までいきまして、訂正があったりして直しましたけれど、全体的に何か最後にご意見あればいかがでしょうか。よろしいですか。

○委員

はい。

○松島委員長

それではただいまの審議された意見をもちまして、本委員会における第4次中期行動計画（案）の審議を終了するものとします。ありがとうございます。第4次中期行動計画（案）

は本委員会にて承認されたものとし、船橋市長に対する報告書の作成は委員長に一任いただくことでよろしいですか。

○委員

はい。

○松島委員長

ありがとうございます。それでは次第の2、その他としまして、事務局より今後の運営委員会の予定について説明をお願いします。

○事務局（医療施設係長）

委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。今後の運営委員会の予定について事務局よりご説明申し上げます。

まず、本日の委員会で審査していただきました結果を踏まえ、後日、委員長より市長への報告書として提出していただきます。市はそれを受理させていただいた後、市ホームページで公表いたします。

本日の議事内容については、事務局で議事録を作成し、皆様にお送りさせていただきます。大変お手数ではございますが、お手元に届きましたら、議事内容について今一度ご確認いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、今回の委員会をもちまして、今年度の運営委員会は終了となります。委員の皆様と指定管理者様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、本委員会を持ちまして、今回の委嘱期間での委員会は全て終了となります。中期目標の策定など、多くの貴重なご意見をいただくことができました。非常に有意義な委員会となりました。ありがとうございます。

今後の開催につきましては、資料7「船橋市歯科診療所運営委員会 今後の開催予定について」をご覧ください。次回の運営委員会につきましては、令和5年8月頃を予定しております。内容としましては、令和4年度事業報告書の評価と、第3次中期目標期間の運営に関する統括的な評価を行っていただく予定です。

来年度改めて委員の推薦を各団体様に依頼させていただきます。また市民の委員につきましても公募をさせていただきますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

以上が、運営委員会の予定となりますが、今後この予定以外に別途委員会開催の必要があると思われた場合につきましては、事務局と委員長で協議を行った上で、皆様に開催の通知をさせていただく場合があります。その際はよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○松島委員長

ただいま事務局から今後の運営委員会のスケジュールについて説明がありましたが、委員

の皆様から何かありますか。

○委員

ありません。

○松島委員長

ありがとうございます。特にないようです。今委嘱されている期間では、今日が最後になるそうです。今日は皆様お忙しい中、いろいろ貴重なご意見もありがとうございました。また次このままメンバーにいくか、各団体の方から推薦があると思いますが、またその節はよろしくお願ひしたいと思ひます。本日の議題は全て終了いたしました。第15回船橋市歯科診療所運営委員会を終了します。どうもありがとうございました。

◆閉会